

共同法人会員基本規程（会規第百五号）中一部改正

共同法人会員基本規程（会規第百五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項第一号中「二千四百八十円」を「二千四十円」に改め、同項第二号中「六千二百円」を「五千百円」に改め、同項第三号中「一万二千四百円」を「一万二百円」に改める。

附 則

第三十八条第二項第一号から第三号までの改正規定は、令和三年十二月三日から施行する。